

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

W
A
S
H
I
N
G
T
O
N

205

漢

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 平 ※ 総第 591 号

※ 第 1800 号 ※ 昭和 44 年 9 月 18 日 時 分 発

大至急 至急・普通・LTF 発電係 9

主管 米局長

政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

主管 米局長

起案 昭和 44 年 9 月 18 日

起案者 電話番号 米局長 443

協議先 米外務省 米外務省

大使 臨時代理大使 在 米下田 総領事 代理 米大臣 發 代理

報 在 自連 大使 臨時代理大使 総領事 代理 米大臣 發 代理

件名 沖縄返還交渉 (訓令)

口連あり宛先 803 号の3 後段 謝り

早稲田電報 126 号に上り

長文 申入りの除、参考 126 号

当方の考え方を補足 通報 有

18 158

530

(※印欄内は電信録記入)

(昭和四二七一 改正)

GB-1

CONTEMPLATS

1. 口連あり宛先 長官 米局長 宛 803 号の3 後段 謝り

の表現を用いる場合には、米外務省の「不特定有」「無想定有」となる。これは事前協議制の適用を命じたと同時に「米国の極東の各国に打撃を及ぼす」条約義務の効率的遂行の要件が当然に満たされたと認めることと解される。小具は濃厚となり国内説明上多大の困難が予想される見込みがある。

2. 上述、米外務省の議論に至る所を、米外務省の議論を踏まえ、当方の考え方を補足して通報する。

GB-3

外務省

(イ) 我々条約の ~~compatible with~~ COMPATIBLE WITH の文言
 を用いたのは、沖繩返還に当り、事前協誠
 制を先のまま適用したからといつて、
 之の二七自体の目的に、米口の条約義務
 の効果的遂行が妨げらるゝとは非なり、
 即ち、事前協誠制の適用と米の条約
 義務遂行との二つの要件が、兩者相
 容なるものではないこと、兩者が相矛盾
 し、並存關係を示さぬこと、
 PASSIVE 或は NEUTRAL ~~neutral~~
 なることを ~~passive~~ 示し、その
 理由として、(この前段に) 我々の政府が
 極東諸口の安全は日本にあり、重大関心
 事であるとの認識をも ~~持たせり~~ (この認識
 は、~~その二七二七三項に~~ ELABORATE
 elaborate されたる)
 をもつてあり、この認識に立つて事前協誠制に

臨むからであるといふ思想を示さんと
 したものである。而して、かかる思想の
 表現によつて、本件を処理せんとする態度
 は、事前協誠制の際の諸国の同意を
 前提の發生を求めなくその包括的に
 示すことは、事前協誠制の趣旨に反し
 履行条約の改正を行はざること
 との見解、~~それ~~ 是れを ~~表現~~ 表現の
 とおつたのである。
 (ロ) 右を裏かえせば、前記二つの要件の
 うち、米口の条約義務遂行の要件
 は、~~compatible or passive~~ COMPATIBLE 或は PASSIVE
 なること(~~compatible or passive~~) といふ
 積極的に認め、これに他の要件
 即ち事前協誠制の適用に對して常に
 優先し、~~prevail~~ PREVAIL する關係を示さ

その文言を用いるときは、又その要件を
合わせれば、答は「^{前掲}前掲紙」~~「前掲紙」~~は

本章に「すべて YES」といふこととなり、これは、
前掲紙制の宗旨を^{に及し}破壊し、現行

子條条約、開運取極の枠内での処理
といふ基本方針を崩すこととなり、他示

エラニ 6 項前段也る項之日本側認識
と纏^す（由ハ）一頁の談言の手法を棄出

し其苦心は、二の一事之無に當り、
~~（注）に転電した~~ ~~（注）に転電した~~

~~（注）contemplate の表現は、前掲紙
制適用を念及し、既に米国の~~

~~各該義務遂行の要件が当然に満
たされること、^{（注）に転電した}に當り、~~

~~意味合いが濃厚となり、^{（注）に転電した}（注）に
（由）を発生させる。~~

○

○

輕率の各
に

GB-8

多人の困難が予想される(下)

外務省